

○船舶検査心得 1-1 船舶安全法施行規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
1-1 船舶安全法施行規則 別表第1から別表第2の2まで	1-1 船舶安全法施行規則 別表第1から別表第2の2まで	
<p>(a)～(z) (略)</p> <p>(aa) 「持運び式ガス検知器 様合型のもの」とは、1つの持運び式ガス検知器であつて3種類のガス（酸素、可燃性ガス、毒性ガス）のうち2種類以上のガスを検知するものをいう。</p>	<p>(a)～(z) (略) (新設)</p>	
<p>心得附則(平成28年8月22日) (適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、公布日から適用する。</p>		

○船舶検査心得 1-4 船舶等型式承認規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行 規則	備 考
1-4 船舶等型式承認規則 別表第1から別表第2の2まで	1-4 船舶等型式承認規則 別表第1から別表第2の2まで	
(a)～(c) (d) <u>「持運び式ガス検知器</u> <u>複合型のもの</u> とは、1つの持運 び式ガス検知器であつて3種類のガス（酸素、可燃性ガス、 毒性ガス）のうち2種類以上のがスを検知するものをいう。	(a)～(c) (d) <u>(略)</u> <u>(新設)</u>	
心得附則(平成28年8月22日) <u>(適用期日)</u> <u>本改正後の心得は、公布日から適用する。</u>		

○船舶検査心得 2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示

改 正 案		現 行	(傍線の部分は改正部分)
		2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示	備 考
	(圧縮座屈強度)		
5.0(a)	「十分な強度を有するもの」とは、船の長さ300m以上のコンテナ船については、船底構造における応力の2軸性を含む横荷重（面外荷重）の影響及びホイッピング応答の影響も評価の上、船底構造が圧縮座屈に対し十分な強度を有することを確認されたものをいう。」	2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示 (新設)	
146.2(a)	(タンカー及びバルクキャリアの構造要件等)	(新設)	
	「目標指向型新造船基準の機能要件（水密性及び風雨密性に関する要件を除く。）に適合するもの」とは、MSC.1/Circ.1518において目標指向型新造船基準に適合していると記載された船舶協会（船舶安全法第8条の船舶協会に限る。）の規則に従つて建造されたものをいう。		
146.3(a)	資料は、次に掲げる要件に適合したものであること。 (1) 146.2(a)の船舶協会の規則又は船舶建造ファイ爾に含まれる情報に関するガイドライン※ (MSC.1/Circ.1343)に適合したものであること。 (2) 最新的情報に更新されたものであること。 ※ MSC.96/INF.9に記載されたThe SCF Interim Industry Standard を参照すること	(新設)	
(b)	「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、次に掲げる資料の場合をいう。 (1) 構造強度計算書 (2) 構造図（船舶の全ての構造部材の寸法が記載された詳細な構造図面一式）	(新設)	

<p>(3) 船体線図</p> <p>(4) 疲労寿命計算書</p> <p>(c) 「管海官庁の指示するところ」とは、次に掲げる要件に適合していること。</p> <p>(1) 陸上に保管される情報の利用手順を船上に保持する資料に含めていること。</p> <p>(2) MSC 96/INF. 9に記載されたThe SCF Interim Industry Standardに従い運営されている陸上データセンターに保管されていること。</p>	<p>(新設)</p> <p>心得附則(平成 28 年 8 月 22 日)</p> <p>(適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、公布日から適用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>(a) 平成 28 年 7 月 1 日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、平成 29 年 7 月 1 日前に建造に着手されたもの）であつて平成 32 年 7 月 1 日前に船舶所有者に引き渡しされたものについては、改正後の 146.2 及び 146.3 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>
--	--

○船舶検査心得 2-1-7 船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案 告示	現 行 告示	現 行 告示
2-1-7 船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示	2-1-7 船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示	2-1-7 船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示
第3章 溢則 (タンカー及びバルクキャリアの構造要件等)	(新設)	
30.1 (a) 「目標指向型新造船基準の水密性及び風雨密性に関する機能要件に適合するもの」とは、MSC.1/Circ.1518において目標指向型新造船基準に適合していると記載された船級協会(船舶安全法第8条の船級協会に限る。)の規則に従つて建造されたものをいう。		
30.2 (a) 強度告示心得146.3 (a)～(c)は、本項の規定の適用について準用する。	(新設)	
	心得附則(平成28年8月22日) (適用期日)	
	本改正後の心得は、公布日から適用する。	
	(経過措置)	
	(a) 平成28年7月1日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあっては、平成29年7月1日前に建造に着手されたもの)であって平成32年7月1日前に船舶所有者に引き渡されたものについては、改正後の30.1及び30.2の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。	

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	行 (傍線の部分は改正部分)
3-1 船舶設備規程	3-1 船舶設備規程	備 考
第 5 節 操舵室、機関区域等	第 5 節 操舵室、機関区域等	
(持運び式ガス検知器)	(新設)	
115-32. 1 (a) 複数の持運び式ガス検知器により告示で定めるガスを検知するものであっても差し支えない。	115-32. 1 (a) 「適切に校正をされたもの」とは、メーカーの取扱説明書に従って校正を実施し、校正の記録を備えているものをいふ。	(新設)
(浸水警報装置)	(浸水警報装置)	
146-48-2. 1	146-48-2. 1	
(a) 第2号の船舶のうち、貨物倉を1のみ有する船舶であっても、当該貨物倉が船長に比して長さが短い場合(当該貨物倉が損傷(浸水)した場合に区画規程心得附属書[1]3.1.1に規定する係数「 <u>s₁</u> 」が1となる船舶の貨物倉)にあっては、「单一の貨物倉」とはみなさず、本条の規定は適用されないものとする。	(a) 第2号の船舶のうち、貨物倉を1のみ有する船舶であっても、当該貨物倉が船長に比して長さが短い場合(当該貨物倉が損傷(浸水)した場合に <u>SOLAS条約附属書第II-1章B-1部第25-6規則に規定する係数「<u>s₁</u>」が1となる船舶の貨物倉)にあっては、「单一の貨物倉」とはみなさず、本条の規定は適用されないものとする。</u>	(新設)
附則(平成28年6月24日)	附則(平成28年6月24日)	
(b) 「管海官庁の指示するところ」については、当該船舶に備えている持運び式ガス検知器が次に掲げる要件に適合するものであること。この場合において、平成28年8月29日付統括船舶検査官事務連絡「持運び式ガス検知器を備えている現存船の取扱いについて」に記載されている持運び式ガス検知器は、次に掲げる要件に適合するものとして取り扱つて差し支えない。	(b) 「管海官庁の指示するところ」については、当該船舶に備えている持運び式ガス検知器が次に掲げる要件に適合するものであること。この場合において、平成28年8月29日付統括船舶検査官事務連絡「持運び式ガス検知器を備えている現存船の取扱いについて」に記載されている持運び式ガス検知器は、次に掲げる要件に適合するものとして取り扱つて差し支えない。	

- (1) 防爆構造であること。
 (2) 船舶設備規程第115条の32第1項等のがス等を定める告示第2項第1号、第5号、第6号及び第12号で定める要件

附属書[9]

回転翼航空機着船場所の指針

8設備

- (1) 消防設備
 着船甲板には、以下の消防設備を備えること。
 (ア) 合計質量が45kg以上となる2個以上の粉末消火器
 (イ) (略)
 (ウ) 合計質量が18kg以上の炭酸ガス消火器
 (エ)～(オ) (略)

回転翼航空機着船場所の指針

附属書[9]

8設備

- (1) 消防設備
 着船甲板には、以下の消防設備を備えること。
 (ア) 45kgの粉末消火器 2個
 (イ) (略)
 (ウ) 合計容量が18kg以上の炭酸ガス消火器
 (エ)～(オ) (略)

心得附則（平成28年8月22日）

（適用期日）

本改正後の心得は、公布日から適用する。

○3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示

改 正 案	現 行	備 考
3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示	3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示	(傍線の部分は改正部分)
<p>5. 3(a) ~ (b) (略)</p> <p>(c) 図5.3に従う場合には、脱出設備告示第5条第3項第2号の規定に適合するものとして認めて差し支えない。</p>	<p>5. 3(a) ~ (b) (略)</p> <p>(c) (新設)</p>	

備考

MCRm : 機器制御室 MWS : 主作業室

★ : A0級仕切り及びA0級自動閉鎖型防火戸のはしご又は階段を保護する垂直トランク（トランクの内部の最小寸法 : 800mm×800mm）

★★ : A0級仕切り及びA0級自動閉鎖型防火戸の水平トランク（トランクの内部の最小幅 : 600mm）

<p>★★★：防熱は必要ない、</p>	<p>図5.3</p>
<p>心得附則(平成28年8月22日) (適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、公布日から適用する。</p>	

○3-1-10 船舶設備規程第百十五条の三十二第一項のガス等を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 (新設)	行 (新設)	備 考
3-1-10 船舶設備規程第百十五条の三十二第一項のガス等を定める告示			
<u>(持運び式ガス検知器)</u>			
2.2(a) 第2号の「通常想定される使用環境に応じた適切な保護がなされていること」とは、次に掲げる要件に適合していることをいう。			
(1) IEC60079-29-1:2009に適合していること。			
(2) 保護等級 IP65 又はこれと同等以上の措置がとられていること。			
(3) IEC60079-11:2004に適合している本質安全防爆構造であること。			
(b) 第3号の「10時間以上連続して使用できるもの」とは、仕様書に定める新品の電池で10時間以上ガスを計測できる状態(バックライト又は警報の作動状態を含まない。)が維持できるものをいう。			
(c) 2以上の可燃性ガスを検知する持運び式ガス検知器であつて、補正係数表を使用するものに係る第5号の規定の適用に当たつては、補正係数表に検知するガスの名称が記載されていること。			
(d) 第6号の「検知するガスの濃度を測定し、その結果を明瞭に表示できるもの」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。			
(i) ガスの種類により以下のとおり表示されていること。			
(ii) 驚素：体積に対する割合(%)で表示されていること。			
(iii) 可燃性ガス：LELに対する割合(%)で表示されていいること。			

- (iii) 一酸化炭素及び硫化水素：体積に対する割合
(ppm)で表示していること。
- (2) 指示精度（ガス検知器の指示値と実際のガス濃度の差）は、ガスの種類により以下のとおりであること。
- (1) 酸素：検知部に20.9%酸素（大気でもよい。）及び18%酸素の試験ガスを導入した場合、±0.7%酸素以内であること。
- (ii) 可燃性ガス：LEL以下のガス濃度の検知を対象とする測定範囲の場合であって、フルスケールの 20%、50%及び 80%に相当するガス濃度の試験ガスを導入した場合、次に掲げる範囲内であること。
- (1) フルスケールの値が 50%LEL（又はこれに相当するガス濃度）を超えるものにあっては、フルスケールの値の±5%又は検知ガス濃度の±10%のいいずれか大きい方の値以内であること。
- (口) フルスケールの値が 50%LEL（又はこれに相当するガス濃度）以下のもものにあっては、フルスケールの値の±10%又は検知ガス濃度の±20%のいいずれか大きい方の値以内であること。
- (iii) 一酸化炭素及び硫化水素：次に掲げる範囲内であること。
- (1) 許容濃度（日本産業衛生学会の勧告値（2015 年度）に示された濃度（一酸化炭素：50ppm 硫化水素：5ppm）。以下同じ。）の 50%の試験ガスを導入した場合、試験ガス濃度の±30%以内
- (口) 許容濃度の試験ガスを導入した場合、試験ガス濃度の±15%以内
- (レ) 許容濃度の 2 倍の試験ガスを導入した場合、試験ガス濃度の±7.5%以内
- (3) 可燃性ガスの濃度を検知するために補正係数表を使用する場合は、次に掲げる要件に適合する補正係数表

を取扱説明書とは別に検知器と持ち運べるように備えていること。

(i) 補正係数（読み値を真値に換算するため、読み値に除する係数をいう。）が、0.6～2.0までの範囲であること。

(ii) 警報が作動した場合でも、補正係数が1未満のガスであった場合、当該ガス濃度が警報設定値以上あることに注意が必要である旨記載されていること。

(e) 第8号の「起動時に正常に作動することを自動的に確認し、その旨を表示できるもの」とは、自己試験機能を備えているものをいう。なお、自己試験機能は正常に作動していない場合にその旨を表示するものであっても差し支えない。

(f) 第9号の「警報機能を備えている場合」とは、測定されたガス濃度に対する警報機能を備えている場合をいう。

(g) 第9号の「管海庁が定める値以上である場合」とは、ガスの種類によって次に掲げる値になる場合をいう。

(1) 酸素：18%以下

(2) 可燃性ガス：30%LEL以上

(3) 一酸化炭素及び硫化水素：許容濃度以上

(h) 第11号イの「検知することができるガスの名称」について、検知器本体に全てのガスを標示することが困難である場合には、標示しているガス以外に検知することができることによって、検知することができますが、ガスを説明書等に記載することによって、検知することができるガスの種類を検知器本体に標示しているものとみなして差し支えない。ただし、この場合にあってはその旨を検知器本体に標示していること。

(i) 第12号の「説明書」について、可燃性ガスの濃度を検知するためには補正係数表を使用する場合にあっては、次に掲げる事項を説明書に記載していること。

(1) 可燃性ガスの濃度を検知するために補正係数表を

(新設)

(新設)

(新設)

使用すること。

(2) 警報が作動した場合でも、補正係数が1未満のガスであつた場合、当該ガス濃度が警報設定値以上あることに注意が必要であること。

<u>心得附則(平成28年8月22日)</u> <u>(適用期日)</u> <u>本改正後の心得は、公布日から適用する。</u>	
--	--

○3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示 第 14 節 可燃性ガス検定器 (可燃性ガス検定器の標示)	3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示 第 14 節 可燃性ガス検定器 (新設)	
37.0(a) 第1号の標示について、検定器本体に全てのガスを標示する ことが困難である場合には、標示している可燃性ガス以外 に検知することができる可燃性ガスを説明書等に記載する ことによって、検知することができるとの旨を検定器本体に標示を 検知器本体に標示しているものとみなして差し支えない。 ただし、この場合にあつてはその旨を検定器本体に標示し ていること。		
心得附則(平成 28 年 8 月 22 日) (適用期日) 本改正後の心得は、公布日から適用する。		